

4月から国民健康保険制度が変わります

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111（内線219・261）

これまで、市単独で国民健康保険を運営してきましたが、制度の安定的な運営のために、4月からは新たに県が運営に加わり、財政の責任主体となります。市も引き続き加入者に身近な事業を実施し、ともに国民健康保険の運営を担います。

この制度改正にあわせて、愛知県全体で標準的なモデルが示されたため、高浜市でも変更を行います。変更点は、次のとおりです。

皆さんの理解と協力をお願いします。



◆税率

◎主な変更点

固定資産税に基づく資産割を廃止します。これまで資産割としてお願いしていた分は、所得割・均等割・平等割に分散して、皆さんにご負担をお願いします。

【平成30年度国民健康保険税率 改定表】

区 分		現 行	改 定 後	比 較
医療保険分 (すべての加入者)	所得割	6.00%	5.73%	△ 0.27%
	資産割	18.00%	—	△18.00%
	均等割	24,500円	29,300円	+4,800円
	平等割	22,800円	23,800円	+1,000円
	限度額	540,000円	540,000円	—
後期高齢者 支援金分 (すべての加入者)	所得割	2.00%	1.93%	△0.07%
	資産割	4.00%	—	△4.00%
	均等割	7,200円	9,900円	+2,700円
	平等割	6,600円	7,800円	+1,200円
	限度額	190,000円	190,000円	—
介護保険分 (40歳～64歳 の加入者)	所得割	1.40%	1.85%	+0.45%
	資産割	3.00%	—	△3.00%
	均等割	9,600円	12,400円	+2,800円
	平等割	7,800円	7,000円	△800円
	限度額	160,000円	160,000円	—
合 計 (介護保険分 を含む)	所得割	9.40%	9.51%	+0.11%
	資産割	25.00%	—	△25.00%
	均等割	41,300円	51,600円	+10,300円
	平等割	37,200円	38,600円	+ 1,400円
	限度額	890,000円	890,000円	—

※均等割：国保加入者1人当たりの税額

※平等割：1世帯当たりの税額

※所得の低い世帯の方を対象として、均等割・平等割を7割または5割または2割軽減する制度があります。（軽減の割合は所得と国保加入者の数に応じて決まります。）

※限度額については、国の制度改正により変更となる可能性があります。その場合は、改めてお知らせします。